

自立活動の指導の手引き

平成25年4月

山口県教育委員会

はじめに

障害のある幼児児童生徒が自立・社会参加するために必要な力を培う特別支援教育において、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域である「自立活動」は教育課程上重要な位置を占めています。また、自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立・社会参加する資質を養うため、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を内容とする自立活動の指導の一層の充実が求められているところです。

本県では、特別支援教育ビジョン及び実行計画において、総合支援学校における教育の質の向上を掲げ、「特別支援学校新着任者用研修テキスト」「個別の指導計画作成マニュアル及び記入例」の発行、特別支援学校教育課程研究協議会や総合支援学校連絡協議会の開催により、各教科や自立活動等の指導・支援の充実に努めてきました。

こうした中、特別支援学校学習指導要領において、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実する観点から、自立活動の内容に「人間関係の形成」という区分が新たに追加されるとともに、個別の指導計画作成の手順等が明確にされるなどの改訂が行われました。このことを受けて、学校から、自立活動の指導に関する参考資料を要望する声が多くあり、このたび本手引きを作成しました。

本手引きは、自立活動の基本的な考え方や個別の指導計画に基づく指導の進め方を示した「理論編」と、障害種別の指導内容等を整理した「資料編」で構成されています。また、特別支援学級、通常の学級、通級指導教室における教育課程上の位置付けや指導内容例も掲載しており、小・中学校、高等学校等でも活用できるように編集しています。

今後、各総合支援学校での指導事例を掲載した「実践編」も作成する予定ですので、併せて活用し、一人ひとりの障害の状態等に即した個別の指導目標や具体的な指導内容の設定、個別の指導計画に基づく授業実践や評価の信頼性の向上などに役立てていただきたいと思います。

自立活動は学校の教育活動全体を通じて行われます。幼児児童生徒にかかわるすべての教員の協力体制のもとで適切な指導、必要な支援が行われ、自立と社会参加へ向けた本県の特別支援教育が一層充実することを期待します。

平成25年4月

山口県教育庁特別支援教育推進室

【理論編 目次】

◆自立活動とは

1	自立活動の意義	1
2	自立活動の目標	1
3	自立活動の内容とその取扱い	2
4	自立活動の教育課程上の位置付け	
	(1) 特別支援学校における教育課程上の位置付け	
	① 自立活動の時間における指導	4
	② 自立活動の時間に充てる授業時数	5
	③ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い	6
	④ 知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立活動	7
	(2) 小・中学校における教育課程上の位置付け	
	① 特別支援学級での指導	8
	② 通級による指導	8
	③ 通常の学級での指導	9

◆「個別の指導計画」に基づく自立活動の指導の進め方

1	障害のとらえ方と自立活動の指導	1 1
2	「個別の指導計画」の作成	1 3
	(1) 実態把握	1 4
	(2) 指導目標の設定	1 6
	(3) 指導内容の設定	
	① 指導内容を設定する際の配慮事項	1 7
	② 指導内容設定の手順	1 9
	(4) 評価	2 0
3	指導方法の創意工夫	
	(1) 個別指導とグループ指導	2 3
	(2) 教材・教具等の活用	2 3
	<引用・参考文献>	2 5

自立活動とは

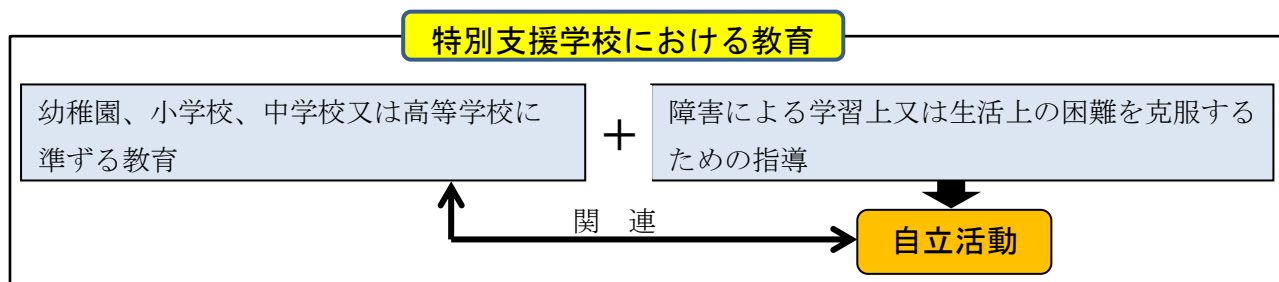
1 自立活動の意義

特別支援学校の目的は、学校教育法第72条により、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と示されています。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校（以下、「小・中学校等」という。）の教育は、幼児児童生徒の生活年齢に即して系統的・段階的に進められています。

しかしながら、障害のある幼児児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、小・中学校等の幼児児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えず、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。

このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等のほかに、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しているのです。



2 自立活動の目標

自立活動の目標は、特別支援学校学習指導要領において、次のように示されています。

個々の幼児、児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

「自立」とは

幼児児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること。

「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは

幼児児童生徒の実態に応じ、障害によって生ずるつまづきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまづきや困難の解消のために努めたりすること。

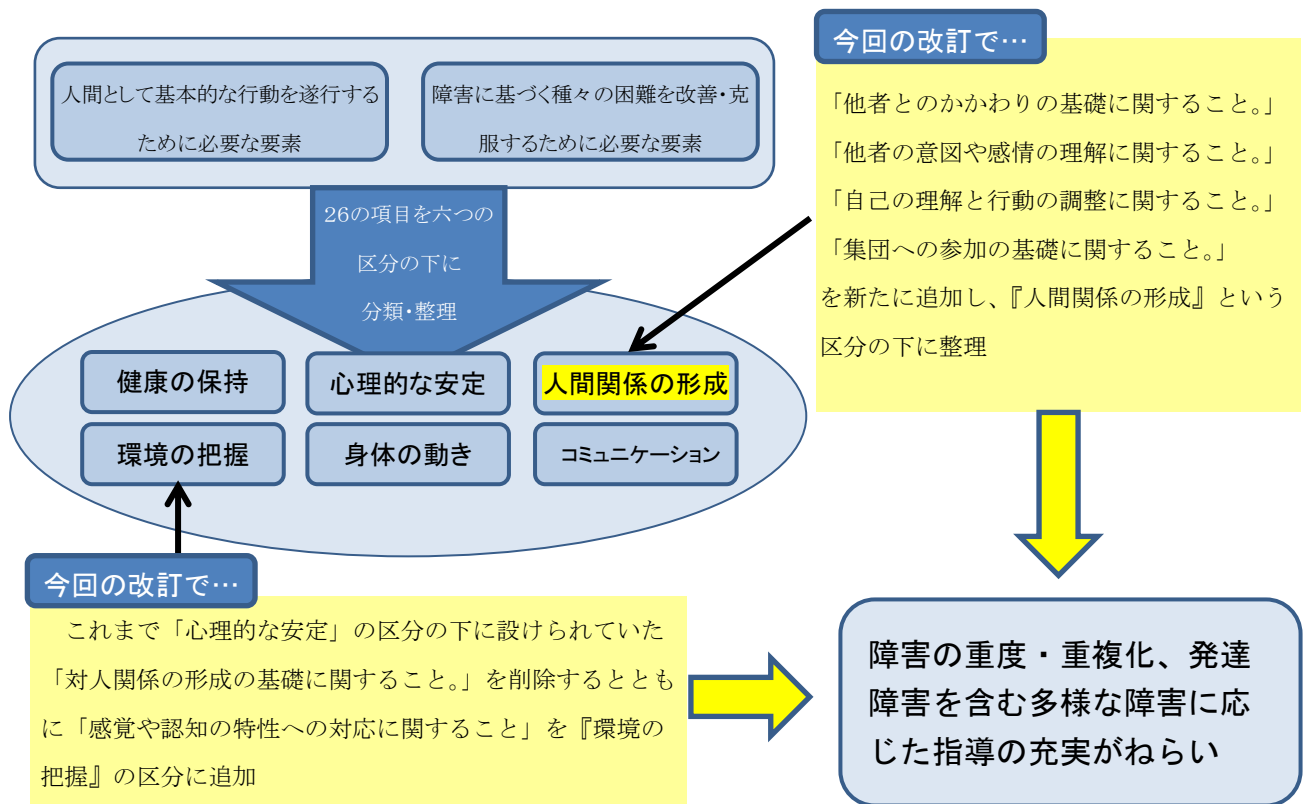
「調和的発達の基盤を培う」とは

一人ひとりの幼児児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進すること。

学習指導要領では、このねらいを達成するために、教師が指導し、幼児児童生徒が身に付けることが期待される事項を整理してまとめたものを、自立活動の内容として示しています。

3 自立活動の内容とその取扱い

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素からなりますが、その中の代表的なものが項目として六つの区分の下に分類・整理されています。



自立活動の六つの区分は、実際の指導を行う際の「指導内容のまとめり」を意味しているものではありません。指導に当たっては、幼児児童生徒の実態把握を基に、六つの区分の下に示してある項目の中から、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

また、小学校・中学校学習指導要領に示されている各教科等の「内容」は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容ですが、自立活動の「内容」は、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて選定されるものであり、そのすべてを指導すべきものとして示されているものではないことに十分留意する必要があります。

ポイント

学習指導要領等に示す自立活動の「内容」は、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものです。したがって、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、自立を目指して設定される指導の目標を達成するために、学習指導要領等に示されている「内容」の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的な「指導内容」を設定することが重要です。このことが教員の重要な専門性のひとつと言えます。

自立活動の内容

：改訂で新たに加えられた項目

1 健康の保持

生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の健康状態の維持・改善を図る観点から内容を示している。

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る観点から内容を示している。

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基礎を培う観点から内容を示している。

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点から内容を示している。

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点から内容を示している。

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点から内容を示している。

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

4 自立活動の教育課程上の位置付け

自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域であり、特別支援学校の教育課程上重要な位置を占めています。また、小・中学校でも、特別支援学級又は通級による指導において特別の教育課程を編成する場合に自立活動の内容を取り入れたり、通常の学級に在籍している児童生徒の中で、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者について、自立活動の内容を参考にして指導や支援を行うことが望まれます。

<特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級における自立活動の指導の取扱い>

教育の場	自立活動の指導の取扱い
特別支援学校	<p>◆特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域であり、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めている。</p> <p>◆授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならない。</p> <p><重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合></p> <p>◆各教科等の全部又は一部を自立活動に替えることができる（道徳、特別活動は一部）。</p>
特別支援学級	◆特別支援学校学習指導要領を参考とし、自立活動の内容を取り入れるなどして、実情に合った特別の教育課程を編成することができる。
通級指導教室	◆自立活動の指導を行うことを原則とし、特に必要があるときに、障害の状態に応じた各教科の補充指導を行う。
通常の学級	◆障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要な児童生徒に対して、自立活動の内容を参考にして指導・支援を行う。

(1) 特別支援学校における教育課程上の位置付け

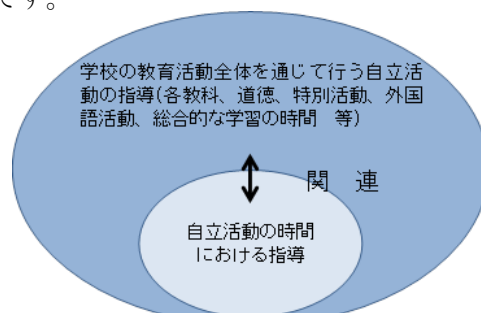
①自立活動の時間における指導

自立活動の指導は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心として行われますが、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて適切に行わなければなりません。つまり、自立活動の指導は学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要があります。

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、自立活動の時間における指導と各教科等における指導とが密接な関連を保つことが必要です。

ポイント

- ◆自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行う
- ◆自立活動の時間における指導（特設の指導）と各教科等における指導との密接な関連を保つ



②自立活動の時間に充てる授業時数

自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて適切に設定される必要があります。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようにしています。

ただし、標準時数を示していないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があります。

ポイント

- ◆自立活動の時間に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の枠内に含まれることとなっており、自立活動の時間に充てる授業時数を加えると、総授業時数が小学校・中学校の総授業時数を上回ることがあります。こうした場合には、児童生徒の実態及びその負担過重について十分考慮し、各教科等の授業時数を適切に定めることが大切です。

<特別支援学校小学部第3学年(肢体不自由)の児童の場合の例>

区 分		標準時数	対象児童の 時数
各教科の 授業時数	国 語	245	175
	社 会	70	70
	算 数	175	175
	理 科	90	90
	生 活		
	音 楽	60	60
	図画工作	60	60
	家 庭		
	体 育	105	35
道徳の授業時数		35	35
外国語活動の授業時数			
総合的な学習の時間の授業時数		70	70
特別活動の授業時数		35	35
自立活動の授業時数			140
総授業時数		945	945

- ◆週当たり4単位時間、自立活動の時間における指導を設定した例です。
- ◆自立活動の時間では「コミュニケーション」「身体の動き」を中心とした指導内容を設定するため、国語・体育の時数を減らして総授業時数を調整するとともに、自立活動と国語・体育の内容の関連を図るようにします。
- ◆学校の教育活動全体を視野に入れた効果的な指導のためには、個別の指導計画の作成と活用が重要となります（P13～参照）。

【参考】

従前、養護・訓練に充てる授業時数については、週当たり3単位時間が標準であると示されていましたが、平成11年の盲・聾・養護学校学習指導要領の改訂において、子どもの実態により一層応じた自立活動の指導が行えるようにするため、障害の状態に応じて適切に定めるとされました。

③重複障害者等に関する教育課程の取扱い

重複障害者については、一人ひとりの障害の状態が極めて多様であり、発達の諸側面にも不均衡が大きいことから、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要であり、特別支援学校学習指導要領では、自立活動の指導を中心に行うことについて、以下のように規定しています。

◆ 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合は、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科・科目若しくは特別活動、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科、道徳若しくは特別活動）の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わず、自立活動の指導を主として行うことができる。

◆ 各教科や外国語活動（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各教科）の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行うこともできる。

この場合、自立活動を主とした教育課程においても、自立活動のほかに、道徳と特別活動の一部については必ず指導しなければならないことに留意する必要があります。

ポイント

<目標及び内容の全部を自立活動に替えることができるもの>

◆各教科・科目

◆外国語活動

◆総合的な学習の時間

<目標及び内容の一部を自立活動に替えることはできるが、全部を替えることができないもの>

◆道徳

◆特別活動

なお、ここで規定する「重複障害者」とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指しています。しかし、教育課程を編成する上で、この規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、必ずしもこれに限定される必要はなく、言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてよいとされています。

④知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立活動

知的障害のある幼児児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られます。そのような障害の状態による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要があります。

◆顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態の例

<言語・運動面>

- ・理解言語の程度に比較して、表出言語が極めて少ない。
- ・全体的な身体機能の発達の程度に比較して、特に平衡感覚が未熟である。

<情緒・行動面>

- ・心理状態が不安定になり、パニックになりやすい。
- ・極めて動きが多く、注意集中が困難である。

一方、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部、中学部及び高等部においては、知的発達の遅れや適応行動の困難に応じた各教科が設けられており、自立活動と各教科双方の指導内容の関連を踏まえた効果的な指導が求められます。

◆自立活動

- 児童生徒が自立を目指し、障害による困難を主体的に改善・克服するための指導領域
- 知的発達の遅れに随伴した言語、運動、情緒、行動等の顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態に対応

◆各教科

- 一般的な発達段階を踏まえ、内容を学年別、系統的・段階的に配列
- 知的障害の各教科は、知的発達の遅れや適応行動の困難に対応

教科：内容	自立活動
【小学部】 算数：形を見分ける (○、△、□の型はめ)	4 環境の把握 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること→色の見分け 5 身体の動き (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること→手指の巧緻性
【小学部】 生活科：歯磨き	4 環境の把握 (2)感覚や認知の特性への対応に関すること→味覚 5 身体の動き (3)日常生活に必要な基本動作に関すること→手首のひねりや上下運動
【中学部】 保健体育：健康・安全に関する初歩的な事柄の理解	1 健康の保持 (4)健康状態の維持・改善に関すること→生活のリズムの安定
【高等部】 国語：相手や目的、場に応じた適切な会話	3 人間関係の形成 (2)他者の意図や感情の理解に関すること→相手の意図の読み取り 6 コミュニケーション (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること→適切な手段の選択

(2) 小・中学校における教育課程上の位置付け

①特別支援学級での指導

特別支援学級の教育課程の編成については、学校教育法施行規則第138条で、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定されています。

この規定を受けて、小学校、中学校学習指導要領解説において、特別支援学級の教育課程の編成について以下のように示されています。

…特別支援学級において、特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童（生徒）の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。…



ポイント

特別支援学級においては、自立活動を取り入れた教育課程を編成することができます。

◆自立活動の時間を設定する

◆各教科等の具体的な指導内容を設定する際に、自立活動の内容を参考にする

など、実情に合った教育課程を編成する必要があります。

②通級による指導

通級による指導の教育課程は、学校教育法施行規則第140条及び第141条において規定されています。第140条では、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができること、第141条では、児童生徒が、その在籍する学校以外の学校において通級による指導を受ける場合（いわゆる他校通級の場合）、児童生徒が在籍する学校の校長が、他の学校で受けた授業を、在籍学校の特別の教育課程に係る授業とみなすことができることが規定されています。

この規定を受けて、小学校、中学校学習指導要領解説では、「特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導である」ことを明確にした上で、通級による指導における教育課程の編成について以下のように示されています。

…指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、児童（生徒）の障害の状態等に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。…



ポイント

通級による指導では、自立活動が指導の中心となります。

- ◆特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導、いわゆる各教科の補充指導を含めることができます。
- ◆各教科の補充指導とは、障害の状態に応じた特別の補充指導であって、単なる教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意する必要があります。

<各教科の補充指導>

- …言語障害のために遅れをきたしている国語の指導を行う
- ×…言語障害とは直接関係のない算数の遅れの指導を行う

③通常の学級での指導

小学校又は中学校の通常の学級に在籍している児童生徒の中には、通級による指導の対象とはならないものの、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者がいます。こうした児童生徒の指導に当たっては、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編に示された内容を参考にして適切な指導や必要な支援を行うことが望まれます。

<自立活動の内容を参考にした通常の学級における指導・支援の例>

区分	通常の学級で行える指導・支援の例
健康の保持	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動への参加を促すことによる、健康的な生活サイクルの構築 ◆絵本、ビデオ等での障害理解 ◆保健の授業を利用した健康指導 ◆栄養指導をとおした食生活の改善 など
心理的な安定	<ul style="list-style-type: none"> ◆体育、音楽時等におけるリラクゼーションの導入 ◆リソースルームの活用（安心する場の確保） ◆不安に対する自己対処法の形成
人間関係の形成	<ul style="list-style-type: none"> ◆集団内でのストレスマネジメント学習の導入 ◆集団におけるソーシャルスキル指導 ◆集団行動の学習
環境の把握	<ul style="list-style-type: none"> ◆特性に応じた視覚支援の利用 ◆即時にフィードバックできる環境作り（ビデオ・鏡の利用等） ◆授業におけるねらいの提示 ◆授業の進行状況の提示 ◆教室内の構造化（環境整備、板書、座席、仕切り等） ◆感覚統合遊び
身体の動き	<ul style="list-style-type: none"> ◆体育時間の活用（体づくり運動の導入と工夫） ◆実技4教科<音楽、保健体育（体育）、美術（図画工作）、技術・家庭（家庭）>の中での作業指導の工夫 ◆基本の運動の重視、系統化 ◆作業に応じた全身の力のコントロール（過度の疲労蓄積の防止）
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ◆あいさつ、マナー指導 ◆少集団でのソーシャルスキル指導をとおしたコミュニケーション指導（上手な依頼の仕方、誘い方、断り方、気持ちの伝え方） ◆日記、作文の指導 ◆全体の前での発表、ディベート ◆カードを用いたコミュニケーション指導 ◆音韻操作（しりとりあそび、ことばあつめ、さかさことば） ◆聴いて行動する（3ヒントクイズ、買い物ゲーム、伝言ゲーム） ◆お話づくり（「おはなしカード」を使って）

「個別の指導計画」に基づく自立活動の指導の進め方

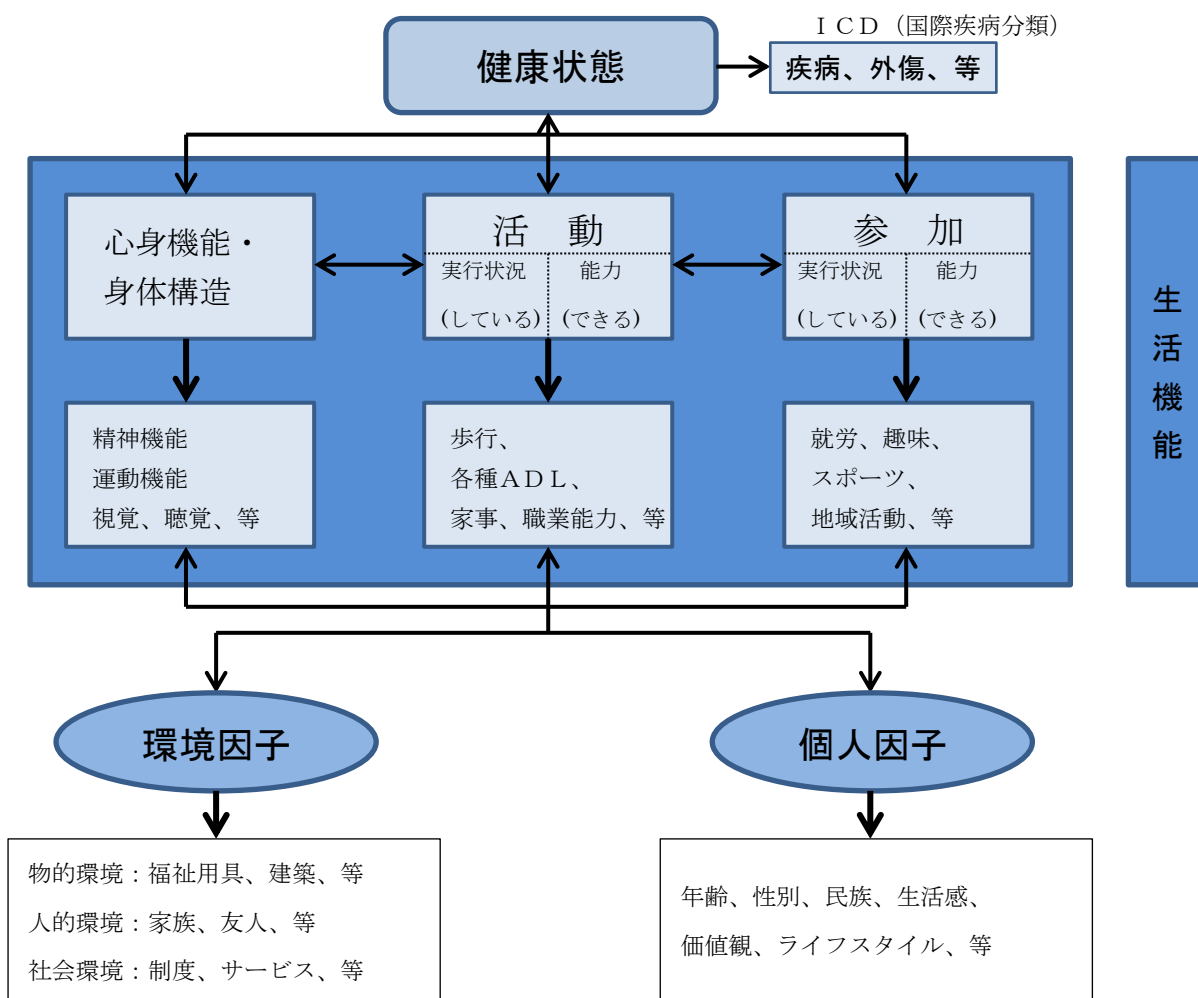
1 障害のとらえ方と自立活動の指導

自立活動の指導においては、一人ひとりの幼児児童生徒の「学習上又は生活上の困難」を把握し、その改善・克服を図るための指導の方向性や関係機関との連携の在り方などを検討することになりますが、その際、幼児児童生徒の身体の機能損傷や機能不全等だけに着目するのではなく、指導をすればできること、環境を整えればできることに一層目を向けることが必要です。

WHO（世界保健機関）は、平成13年に、従来用いていた「国際障害分類（ICIDH）」の改訂版として「国際生活機能分類（ICF）」を採択しました。

ICFでは、「人間の生活機能は『心身機能・身体構造』『活動』『参加』の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を『障害』をとらえている。そして、生活機能と障害の状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合う。」とされています。

自立活動の指導においては、ICFの考え方を踏まえ、生活機能や障害、環境因子等をよりの確に把握し、相互の関連性についても十分考慮することが求められます。



構成要素間の相互作用（概念図）

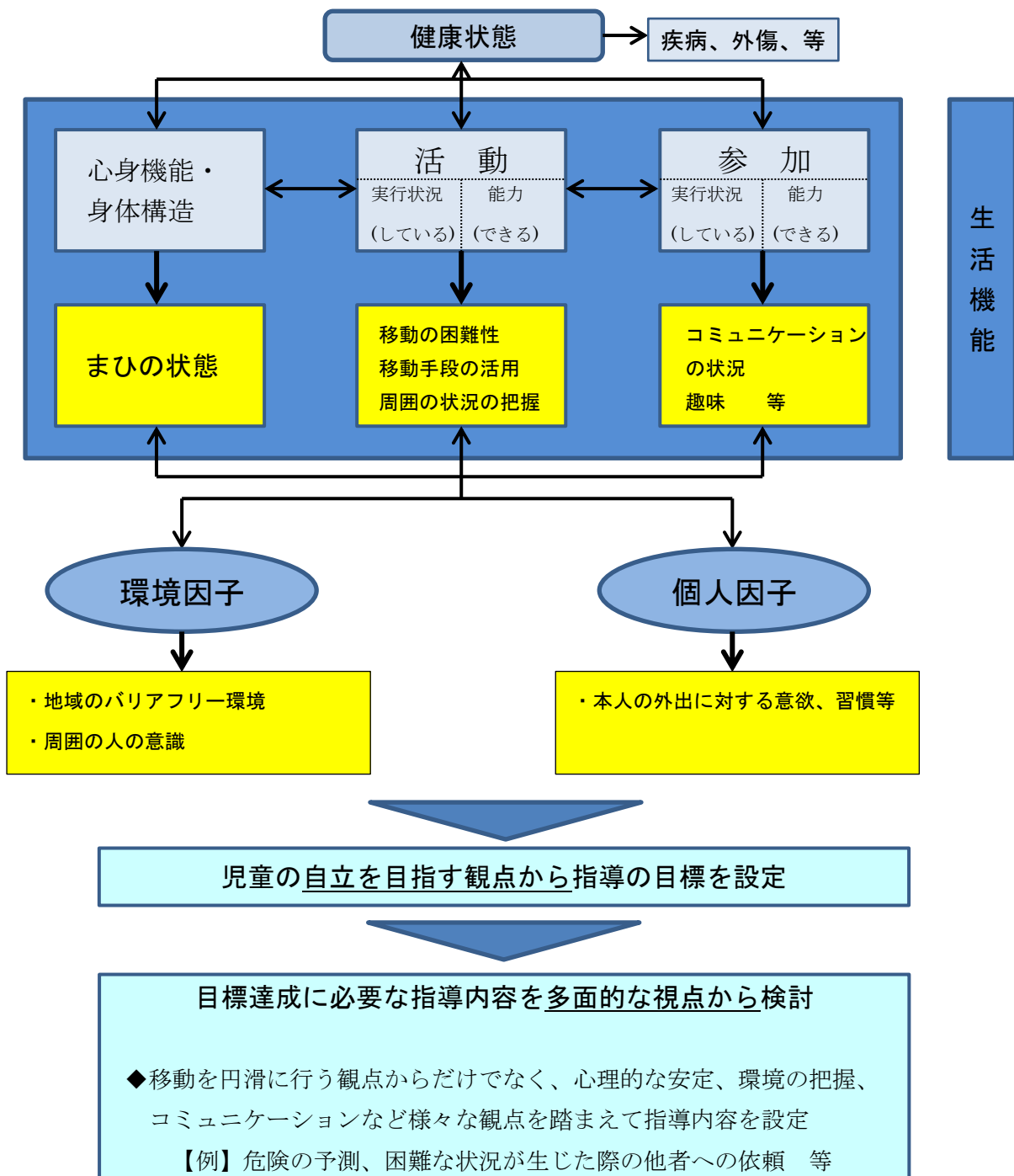
（出典：厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」）

自立活動が指導の対象とする「障害による学習上又は生活上の困難」を、ICFとの関連でとらえるということは、精神機能や視覚・聴覚などの「心身機能・身体構造」、歩行やADLなどの「活動」、趣味や地域活動などの「参加」といった生活機能との関連で「障害」を把握することを意味します。

その上で、生活機能と障害に個人因子や環境因子がどのように関連しているのか、相互の関連性についても十分考慮することが求められます。

なお、ICFの特徴の一つは環境因子等を適切に考慮する点にあります。成長期にある幼児児童生徒の実態は様々に変化するので、それらを見極めながら環境を構成したり整えたりする必要があります。

<例：下肢にまひがあり、移動が困難な児童>

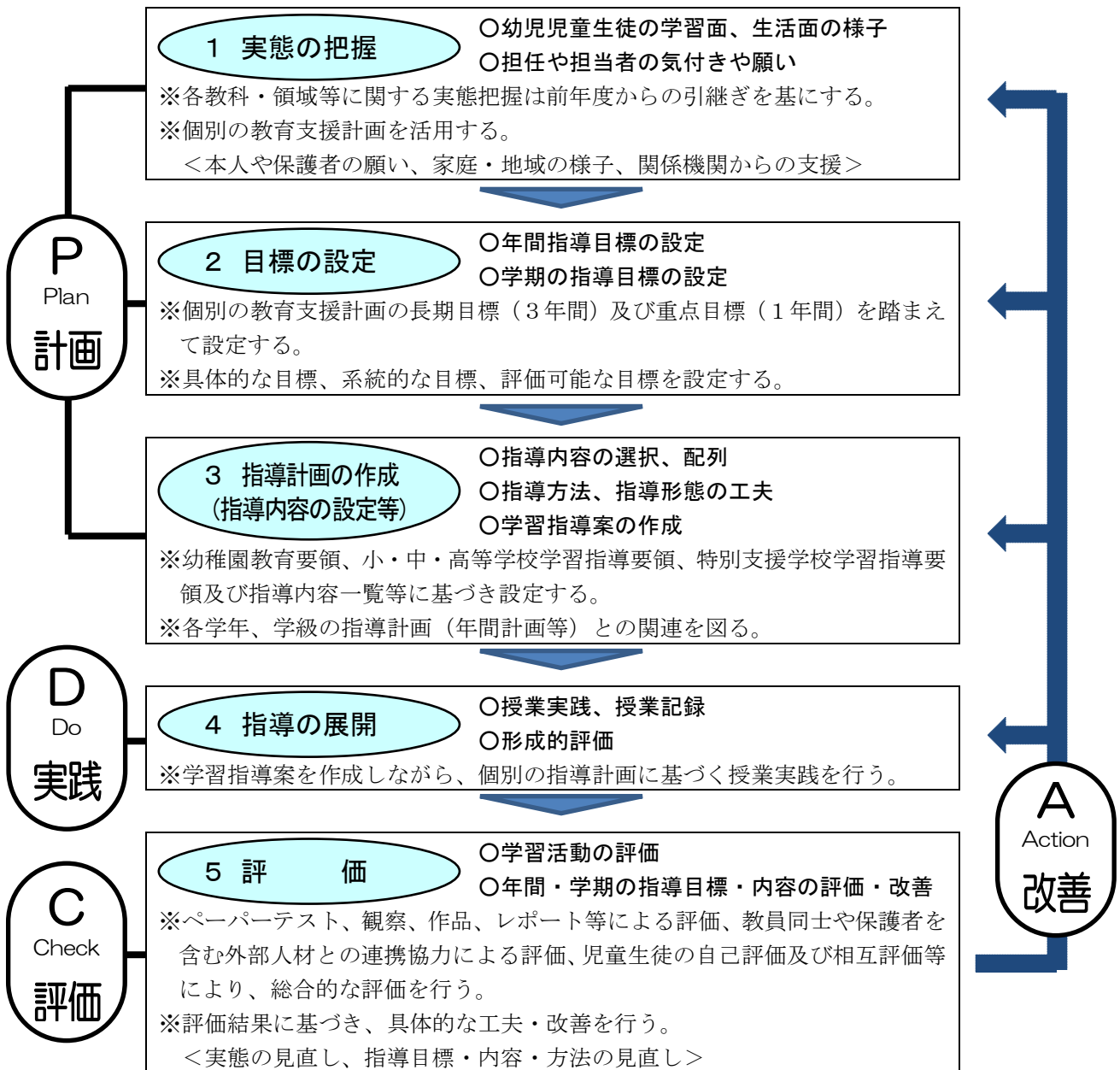


(「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」 P22 の記載例をもとに図示)

2 「個別の指導計画」の作成

従前、自立活動の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することとされ、具体的な指導内容を設定する際の配慮事項が示されていました。今回の改訂では、すべての幼児児童生徒について、各教科等にわたる個別の指導計画の作成が規定されたことから、個別の指導計画の作成についてより一層理解を促すため、幼児児童生徒の実態の把握、指導の目標（ねらい）の設定、具体的な指導内容の設定、評価等についての配慮事項がそれぞれ示されました。

個別の指導計画に基づくPDCAサイクル



「特別支援教育における『個別の指導計画』作成のために一記入例」（平成22年3月、山口県教育委員会）に、実際の記入例を掲載していますので、併せて参考にしてください。



(1) 実態把握

自立活動では、それぞれの障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目標としていることから、必然的に一人ひとりの指導内容・方法も異なります。そのため、個々の児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められます。

実態把握の具体的な内容としては、以下のような項目があげられます。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 病気等の有無や状態 | <input type="checkbox"/> 視機能・聴機能 |
| <input type="checkbox"/> 生育歴 | <input type="checkbox"/> 知的発達や身体発育の状態 |
| <input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣 | <input type="checkbox"/> 興味・関心 |
| <input type="checkbox"/> 人やものとのかわり | <input type="checkbox"/> 障害の理解に関すること |
| <input type="checkbox"/> 心理的な安定の状態 | <input type="checkbox"/> 学習上の配慮事項や学力 |
| <input type="checkbox"/> コミュニケーションの状態 | <input type="checkbox"/> 特別な施設・設備や補助用具の必要性 |
| <input type="checkbox"/> 対人関係や社会性の発達 | <input type="checkbox"/> 進路 |
| <input type="checkbox"/> 身体機能 | <input type="checkbox"/> 家庭や地域の環境 等 |

前項の ICF の考え方を踏まえると、本人の能力面に関する把握のみではなく、施設・設備等の環境面についても確認し、現状を整理しておく必要があります。

実態把握の方法としては、以下のような方法が考えられます。それぞれの方法の特徴を十分に踏まえながら、目的に即した方法を用いることが大切です。

観察法	<ul style="list-style-type: none"> ・観察により、子どもの行動の特徴や発達の状態を明らかにする。 ・自由な活動場面や一定の条件下の場面における様子を観察する。 ・観察する視点を明確にするために、チェック票などを活用することもある。
検査法	<ul style="list-style-type: none"> ・知能検査や発達検査、性格検査、視力検査や聴力検査等を実施し、子どもを理解する資料を得る。 ・結果が数値で表され、標準化されている。 ・検査の下位項目一つひとつの結果を十分に分析することと、検査の過程でどのような行動が見られたかを記録・分析することで、課題設定や指導の手がかりを得ることができる。 ・検査の特徴や考え方を理解するとともに、検査を行う目的について十分検討した上で利用する。
情報収集法	<ul style="list-style-type: none"> ・生育歴、医学的診断の内容、治療の記録等の子どもの過去から現在に至る情報を収集し、指導の基礎資料とする。 ・過去の状況の資料：生育歴、病歴、治療歴、教育歴 等 ・現在の状況の資料：医学的所見、生活環境や家庭環境、家庭の様子、学習の様子 ・情報収集の目的を明確にし、必要な情報を適切に収集する。

収集した情報は、指導計画の作成や実際の指導・支援に生かすことが重要ですが、そのためには収集した情報を整理する必要があります。具体的には下表のような観点で整理することができます。また、自立活動の区分に即して整理することも有効です。

情報の整理の観点

自立活動の区分	①健康の保持 ②心理的な安定 ③人間関係の形成 ④環境の把握 ⑤身体の動き ⑥コミュニケーション
読み・書き・数の学習レディネス	①運動・動作の技能・・・目と手の協応 等 ②知覚の技能・・・図と地、形、位置、空間 等 ③基礎的な概念形成の技能・・・二つ以上の事物の関連、類似性 等
教科の内容を構成する視点	○国語科・・・「聞く・話す」「読む」「書く」 ○算数・数学科・・・「数量の基礎」「数と計算」「量と測定」 「図形・数量関係」「実務」
評価の観点	○関心・意欲・態度 ○思考・判断・表現 ○技能 ○知識・理解

(自立活動の区分で整理した例) 児童：小学部第1学年 肢体不自由（脳性まひ）、知的障害
（「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」より）

障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などについて情報収集



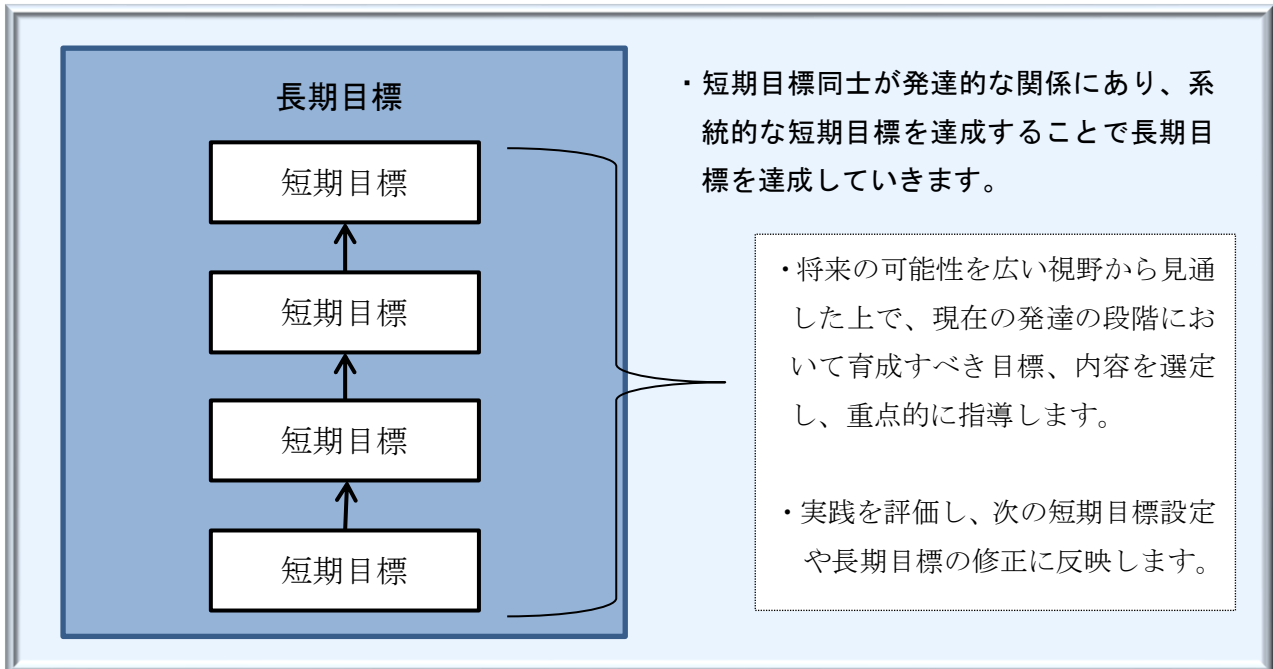
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
・体調は安定しているが、刺激が乏しくなると眠ることがある。	・不安になりやすいが、本児をよく知っている人がかわると落ち着く。	・いつも接する教師や、家族とのかわりを喜ぶ。	・音の変化に気づき、表情を変える。音源を探索する様子も見られる。	・触れた物をつかむが、玩具に手を伸ばそうとはしない。	・機嫌のよいときによく発声する。

また、実態把握に当たっては、以下の点にも留意する必要があります。

- ・保護者から生育歴や家庭生活の状況を聴く際には、その心情に配慮し共感的な態度で接する。
- ・教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報を収集したり、幼児児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集したりして、多面的な実態把握を行う。
- ・幼児児童生徒の実態把握が十分に行われないと、個別の指導計画が作成できないわけではない。その時点で収集した実態把握に基づいて個別の指導計画を作成し、それに基づく指導を通して、実態把握を更に進化させ、個別の指導計画を修正していくという柔軟な対応も必要となる。
- ・実態把握で得る情報は、指導に必要となる範囲に限定し、適切に管理する。

(2) 指導目標の設定

指導の目標（ねらい）の設定に当たっては、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づいて、幼稚部、小学部、中学部、高等部の各部の在籍期間、学年等の長期的な観点に立った目標とともに、当面の短期的な観点に立った目標を定めることが、自立活動の指導の効果を高めるために必要となります。



<短期目標の要件>

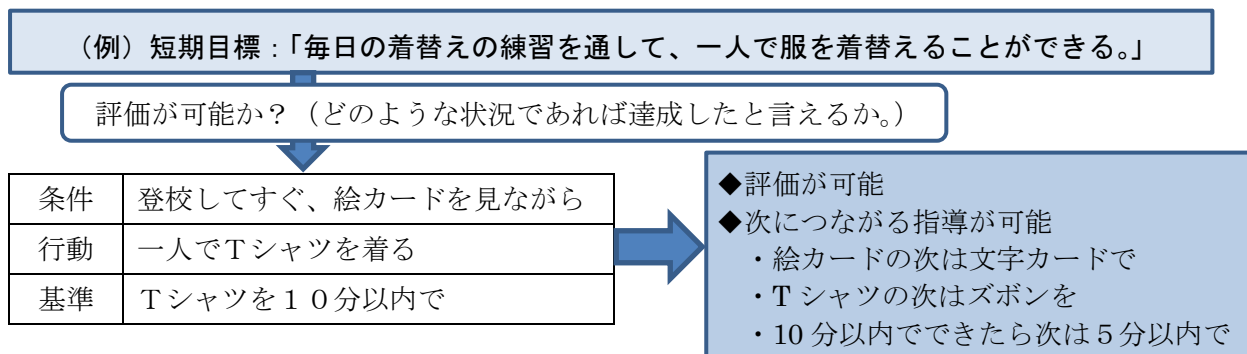
- ・的確な実態把握に基づいた目標
- ・現実的な目標（達成可能で優先順位が高い）
- ・長期目標との関連を考えた目標
- ・具体的な目標（観察・評価が可能）

具体的な 目標設定の ポイント



- ◆抽象的な言葉でとどめず、具体的な姿を想定して記述する。
 (例) × 「感じる」「楽しむ」
 ○ 「～という感じ方をする」「～という楽しみ方をする」
- ◆複数の行動や要素を含めない。
 (例) × 「好きな物を選び、それを使って楽しむ」
 ○ 「～の方法で二つから一つを選ぶ」
- ◆解釈が多様化する表現でとどめず、目標の範囲や条件を限定する。
 (例) × 「係の仕事を立派にやりとげる」
 ○ 「すべての机を一人で隅々まで拭く」

また、具体的な目標設定を行うためには、「条件」「行動」「基準」が示されていることが大切です。



(3) 指導内容の設定

自立活動の指導においては、個々の幼児児童生徒の実態に即して、それぞれの指導目標や具体的な指導内容を工夫することが必要となります。教科指導のようにあらかじめ指導する内容が決まっていると考えるのではなく、個々の幼児児童生徒の実態に即して、指導の道筋そのものを組み立てていくことが求められる指導であることに留意することが大切です。

①指導内容を設定する際の配慮事項

具体的な指導内容の設定に当たっては、自立活動の「内容」の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けることとなりますが、その際の配慮事項は以下の4点です。

① 主体的に取り組む指導内容

興味をもって主体的に取り組む、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げる。

② 改善・克服の意欲を喚起する指導内容

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げる。

③ 遅れている側面を補う指導内容

発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げる。

④ 自ら環境を整える指導内容

活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げる。

<具体的な指導内容設定のポイント>

① 主体的に取り組む指導内容

自分のなすべきことを意識し、努力の結果、課題が達成できたという成就感を味わうことができるようにするためには、次のような点に配慮して指導内容を設定することが必要です。

- ◆ 解決可能で、取り組みやすい指導内容にすること。→易しすぎず、難しすぎない内容
- ◆ 興味・関心をもって取り組めるような指導内容にすること。
→指導の段階の細分化、興味を引く教材・教具の準備
- ◆ 目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたということを実感できる指導内容にすること。→課題を細分化しての自己評価の実施、適切なタイミングでの賞賛や激励

また、今回の改訂では、自己に対する肯定的なイメージを早期から育てることも大切であることから、「自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げる」が新たに示されました。具体的な指導としては、次のような方法が考えられます。

- ◆ 自立活動の学習に取り組む自分について振り返る機会を適宜設定して、がんばっている自分を確認したり、過去と比較して成長していることを実感できるようにしたりすること。
- ◆ 本人の意見を取り入れながら自立活動の学習場面を設定すること。
- ◆ 特に中学部、高等部においては、先輩の話を聴く機会を設けること。

② 改善・克服の意欲を喚起する指導内容

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとすることは、自立活動の目標にも示されている重要な観点であり、指導内容の設定に当たっても、そのための意欲を喚起できるようにすることに重点を置く必要があります。

この場合、その意欲は単なる座学や抽象的な知識・理解によって育てることは難しく、実際的な経験等の具体的な学習活動を通して指導することが効果的です。

③ 遅れている側面を補う指導内容

人間の発達には諸々の側面が有機的に関連し合っていることを踏まえ、発達の進んでいる側面を更に促進させることによって、幼児児童生徒の自信と活動や学習への意欲を喚起し、遅れている面の伸長や改善に有効に作用することも少なくありません。したがって、指導内容の設定に際しては、個々の幼児児童生徒の発達の進んでいる側面にも着目することが大切です。

④ 自ら環境を整える指導内容

障害のある人々を取り巻く社会的状況の変化の中で、障害の状態をとらえる上で環境要因が重視されていることや、周囲のサポートを得ながら自分らしく生きるという考え方が広がっていることを踏まえ今回の改訂において明示されました。

環境を整えて活動しやすいようにすることは、幼児児童生徒自身が行う場合と周囲の人に依頼してやってもらう場合が考えられます。まずは、幼児児童生徒自ら環境に働き掛けられるような力を育むことが大切であり、自分だけで活動しやすい環境がつかれない場合は、周囲の人に依頼をして環境を整えていくことを指導する必要があります。

幼児児童生徒自身が行う場合

- ・幼児児童生徒が自ら行おうとする活動について、適した場所の選択、不要なものの除去、明かりや音などの室内環境の調整、道具や補助用具の選択と配置などに気を付け、実際に身の回りの環境を整えることができるように段階的に指導します。

周囲の人に依頼する場合

- ・単に依頼の仕方を教えるだけに終わらないよう留意する必要があります。
- ・求める環境は、自分自身で判断しなければならないため、調整のためには再依頼をしなければならないこともあることなどを体験的に学習できるようにすることが必要です。
- ・他者に支援を依頼することを経験するだけでなく、その反対に他者からの依頼を受けて支援を行う経験をすることにより、依頼を受ける側の心情にも配慮できるように指導することも大切です。

指導の例

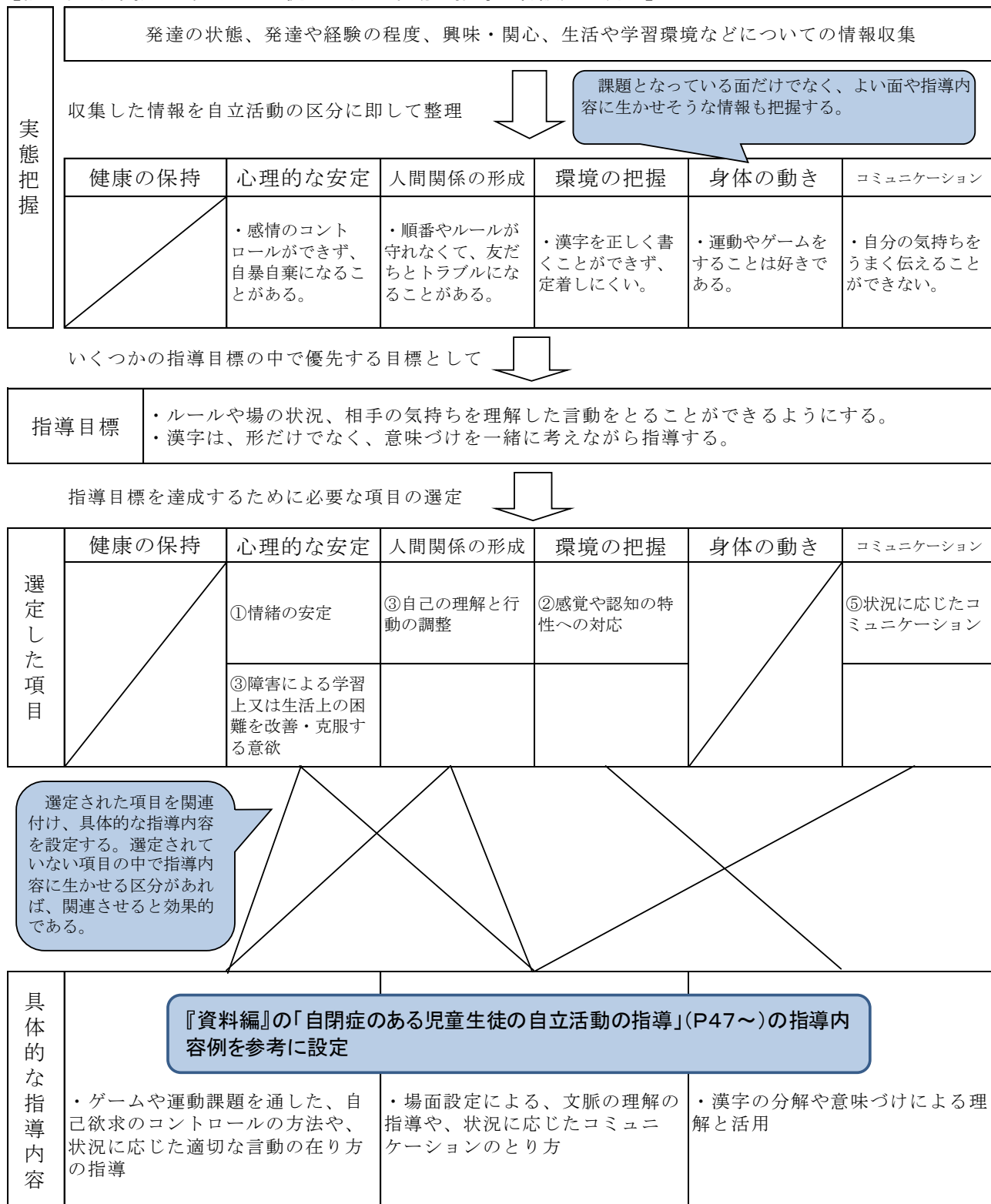
- ◆弱視の幼児児童生徒が読書をする場合、適切な明るさを確保するために照明等の準備をしたり、準備が一人でできない場合に他者への依頼の仕方を学んだりする。
- ◆自閉症のある幼児児童生徒が、不快に感じる音や光、雰囲気等を避けるために場所を移動したり、移動することを周囲の人に伝えたりする。

②指導内容設定の手順

指導内容の設定に当たっては、全26項目の中から指導目標を達成するために必要な項目を選定した上で、選定された項目を関連付けて指導内容を設定していきます。

その際に、以下に例として示す流れを参考にしたり、『資料編』の「障害種別の自立活動内容表」「自立活動の区分・項目別指導内容例」を活用したりすることで、より具体的な指導内容を設定することができます。

【記入例：自閉症のある児童生徒への自立活動の指導内容設定の流れ】



(4) 評価

今回の学習指導要領改訂では、個別の指導計画に基づく自立活動の指導が、適切な評価によって改善される必要があることから、幼児児童生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めることが、新たに規定されました。

<評価のポイント>

①幼児児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、計画の修正を図る

個別の指導計画は当初の仮説に基づいて立てた見通しであり、幼児児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。したがって、幼児児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図る必要があります。

②評価を通して指導の改善を行う

指導と評価は一体であると言われるように、評価は幼児児童生徒の学習評価であるとともに、教師の指導に対する評価でもあります。教師自身が自分の指導の在り方を見つめ、幼児児童生徒に対する適切な指導内容・方法の改善に結び付くことが求められます。

③学習の過程においても、適宜学習状況进行评估する

目標を達成するための学習は、一定期間にわたって行われますが、その間においても、幼児児童生徒が目標に近付いているか、また、教材・教具などに興味をもって取り組んでいるかなど、幼児児童生徒の学習状況进行评估し、指導の改善に日ごろから取り組むことが重要です。

こうした学習状況の評価に当たっては、教師間の協力の下で、適切な方法を活用して進めるとともに、多面的な判断ができるように、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図っていくことも考慮する必要があります。

④幼児児童生徒の実態に応じて、自己評価を取り入れる

評価は、幼児児童生徒にとっても、自らの学習状況や結果に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達を促す意義があります。自立活動の指導においては、幼児児童生徒が、障害のある自分を知り、受け止め、それによる困難を改善しようとする意欲をもつことが期待されます。

したがって、自立活動の時間の課題についても、学習中あるいは学習後において、幼児児童生徒の実態に応じて自己評価を取り入れることが大切です。

<参考> 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成22年3月、文部科学省）

7. 障害のある児童生徒に係る学習評価の在り方について

- ・評価の考え方については、学習指導要領に定める目標に準拠して評価を行うことや個人内評価を重視すること、学習指導と学習評価を一体的に進めること、指導目標や指導内容、評価規準の設定においては一定の妥当性が求められることなど、障害のない児童生徒に対する評価の考え方と基本的に変わりがない。したがって、障害の状態等に即した適切な指導や評価上の工夫は必要であるが、一方で、評価そのものへの信頼性にも引き続き十分配慮することが求められる。

<評価の手順と方法>

診断的評価

現在の状態を的確に把握し、指導課題を明確にするための評価で、現在何ができ、どういう指導が必要なのかを明らかにするものです。実態把握とほぼ同義と考えられます。

【例】「ひらがなが読めるが、書くことは難しい」

- ・鉛筆の持ち方 ・書くときの視線の向き ・縦、横、斜めの線等での運筆の違い
- ・「読む」力の再確認（連続性の認知等）

形成的評価

指導の過程において、学習が形成されていく状況その都度評価するもので、教師による働きかけがどの程度理解されたかを明らかにするものです。直接指導している教師本人が行うため、主観に陥らないように、指導の手順、評価の視点を細かく定める必要があります。

- 【例】
- ・肯定的なフィードバック 「そうそう、それでいいよ」「OK」
 - ・修正を促すフィードバック 「〇〇してみよう」「〇〇するとよくなるよ」

総括的評価

一連の教育活動の成果として、当初の指導目標がどの程度達成できたかを評価するものです。教師による指導計画から記録・評価までの活動を含む、全教育活動に対する評価としての意味ももっています。

<次の指導へ生かす評価のために>

- ◆できるだけ授業のねらいを細かく設定し、授業中の子どもに対する働きかけを具体化する。
- ◆教師の子どもに対する働きかけと、それを受け止める子どもの反応を、分析的に読み取れるように記録の仕方を工夫する。

<記録の仕方の例>

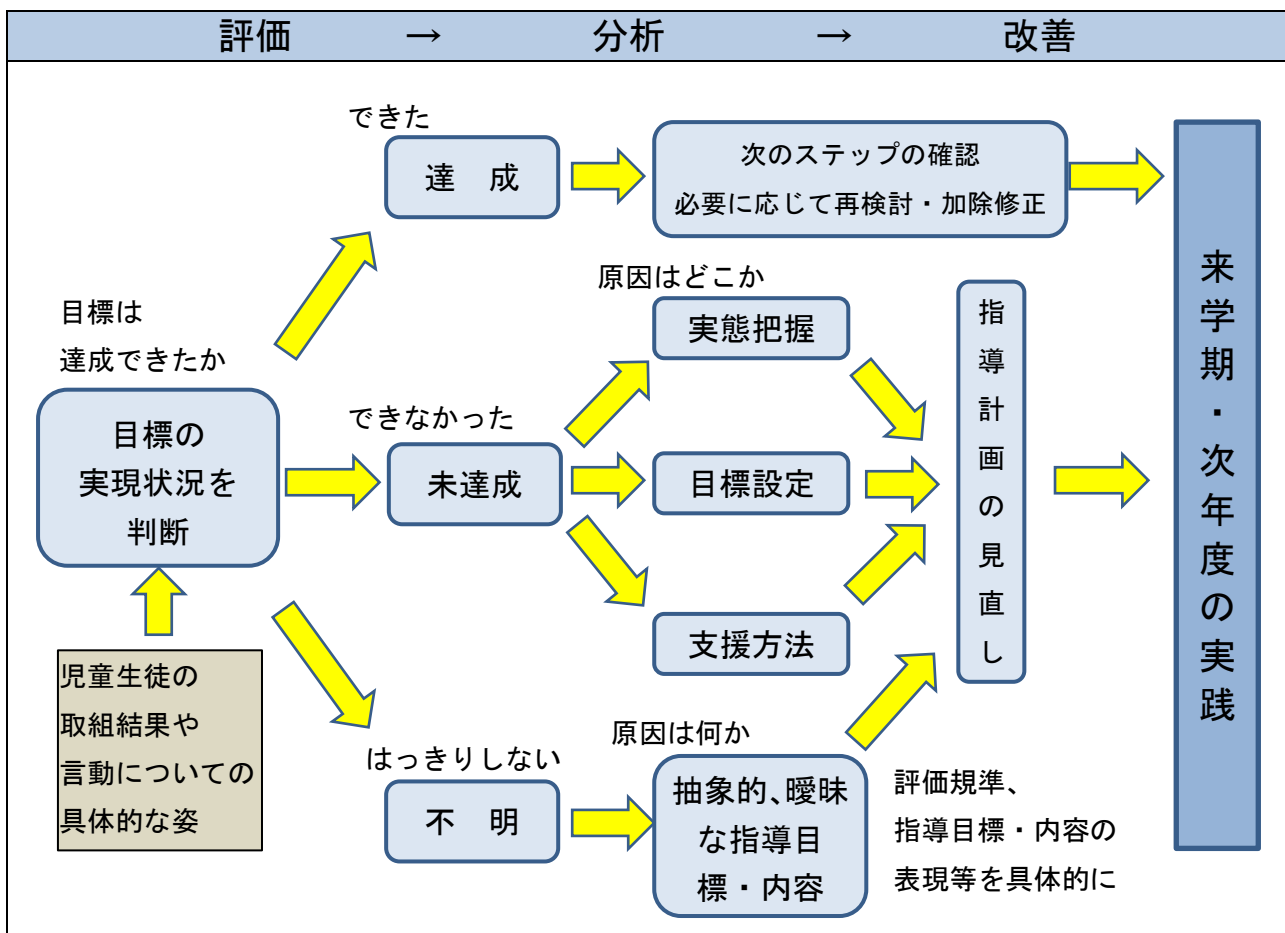
- ① ビデオや写真による記録
- ② 実際に書いた文字や絵、作品等の制作物
- ③ 発声、発語、会話等の録音の記録
- ④ 一定期間ごとの形成的評価における指導課題の変化点の記述記録
- ⑤ 一定期間ごとの形成的評価における日常生活の変化点の記述記録
- ⑥ 基準や観察期間を設定しての行動記録（数値データ等）

< 「個別の指導計画」に基づく評価の基本的な流れ >

評価については、単に目標が達成できたかどうかだけではなく、常に「評価」→「分析」→「改善」の流れを意識しておくことが大切です。

「評価」の段階で目標が達成できたと判断された場合は、次のステップ（目標、内容）をどこに置くかを確認するとともに、より効果的な指導のために修正すべき点はないか、再検討します。目標が達成できなかった場合は、原因が「実態把握」「目標設定」「支援方法」のどこにあったのかを分析し、改善を図った上で次の実践を行います。

目標が達成できたかどうか不明確な場合は、指導目標・内容や評価規準が抽象的である可能性もあります。その場合には、より具体的な表現となるよう修正します。



保護者の参画 保護者への説明と意見聴取 必要に応じて専門家の知見を活用

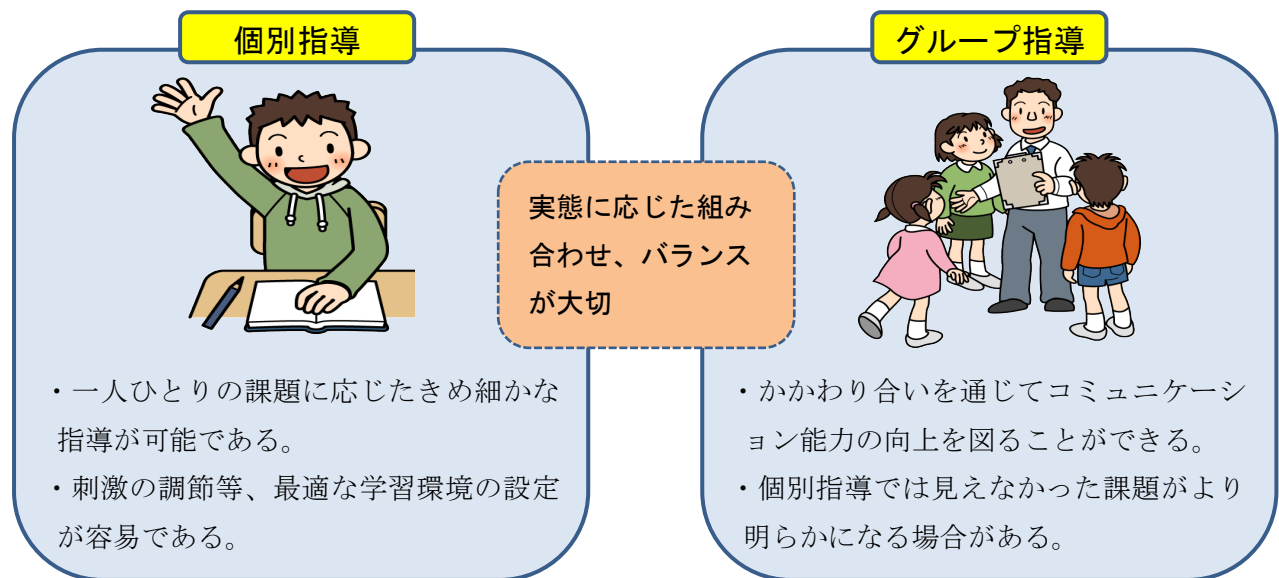
3 指導方法の創意工夫

(1) 個別指導とグループ指導

自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本となります。

個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いですが、指導の目標を達成する上で効果的である場合は、集団を構成して指導することも考えられます。

しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意する必要があります。



(2) 教材・教具等の活用

自立活動の指導に当たっては、多種多様な教材・教具や遊具、器具を指導のねらいに応じて使い分けることが重要となります。教材・教具等の実際の活用における配慮事項としては、次のような内容があげられます。

- ◆ 子どもの興味・関心を大切にし、子どもが楽しんで活動したり、子どもの喜びを引き出したることができる教材・教具を用意する。
- ◆ 子どもの発達段階に合ったものを選ぶ。
- ◆ 子どもの生活に身近なものを使用する。
- ◆ 活動のバリエーションが広がるものを選ぶ。
- ◆ 個別指導だけでなく、集団での指導にも活用できる教材・教具を使用する。

次ページに、自立活動の指導での活用が考えられる教材・教具の例を掲載していますので、学習を組み立てる際の参考にしてください。

<自立活動の指導での活用が考えられる教材・教具の例>

主として発達段階ごとに教材・教具を整理していますが、必ずしも、その段階のみでの活用を意味するものではありません。対象幼児児童生徒の実態や興味・関心、指導のねらい等に応じて活用の方法を工夫し、学習の過程においても適宜評価、修正を行う必要があります。

◆主として初期の学習への活用が考えられる教材・教具の例		
各種感覚の活用	前庭感覚	トランポリン、回旋ブランコ、シーツブランコ、ハンモック、シーソー、スクーターボード、滑り台 等
	固有感覚	各種打楽器（太鼓、シンバル、木琴 等）、大型マット、パンチングマシーン、はめこみ教材、粘土 等
	触覚	砂、粘土、水、絵の具（フィンガーペインティング）、布、紙、電動ブラシ、弦楽器、打楽器、マット、布団、毛布 等
	聴覚	太鼓、ティンパニ、コンガ、シンバル、ボンゴ、笛、ハーモニカ、ギター、ハープ、電子キーボード、トーンチャイム、ブザー、ハンドベル、オルゴール 等
	視覚	操作すると動きがみられる玩具（玉転がし、動く人形 等） 視覚的な刺激が高くカラフルなもの（光るおもちゃ、クリスマスツリー 等）
目と手の協応、手の操作性向上	各種スイッチ（押しスイッチ、レバースイッチ、スライドスイッチ、フレキシブルスイッチ、ひもスイッチ 等） 玉入れ（プットイン）、棒入れ、リング抜き、洗濯バサミ、ひも通し、ひも結び、ボタン教材 等	
◆主として概念形成の学習への活用が考えられる教材・教具の例		
位置や形の学習	型はめ（○△□等の基本図形、基本図形の構成分解、向きを意識した型はめ 等）、ペグさし、リベットさし、タングラム 等	
分類、比較の学習	型はめ（形の弁別、色の弁別、大小の比較）、パズル教材、マグネット置き、シール（見本と同じように貼る）、ジオボード、絵カード、写真カード 等	
◆主としてことばや数の基礎学習への活用が考えられる教材・教具の例		
ことばの基礎学習	絵本、絵カード、文字カード、文字型の見本合わせ、単語の構成（文字積み木型、カード型）、50音の構成（マグネット型）、絵と文字の見本合わせ、点字の見本合わせ、VOCA（音声出力コミュニケーション機器）、パソコン教材、各種プリント教材 等	
数の基礎学習	ままごと遊び（1対1対応）、絵本、数字カード、数の見本合わせ（タイル、積み木等を用いた数字と数量の一致）、玉さし、時計の模型、お金（硬貨、紙幣）、各種ゲーム（ボウリング、ストラックアウト 等）、パソコン教材 等	

<引用・参考文献>

- 文部科学省「特別支援学校幼稚部教育要領」（平成 21 年 3 月告示）
- 文部科学省「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成 21 年 3 月告示）
- 文部科学省「特別支援学校高等部学習指導要領」（平成 21 年 3 月告示）
- 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成 21 年 6 月）
- 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）」（平成 21 年 12 月）
- 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）」（平成 21 年 6 月）
- 文部科学省「改訂版通級による指導の手引 解説と Q & A」（平成 19 年 1 月）
- 文部省「肢体不自由児の養護・訓練の指導」（平成 6 年 12 月）
- 山口県教育委員会「支援をつなぐ～早期からの継続した支援のために～」（平成 19 年 3 月）
- 山口県教育委員会「支援をつなぐ～早期からの継続した支援のために～（研修編）」（平成 21 年 3 月）
- 山口県教育委員会「『個別の教育支援計画』 Q & A 及び記入例（改訂版）」（平成 20 年 4 月）
- 山口県教育委員会「特別支援教育における『個別の指導計画』作成のために」（平成 21 年 12 月）
- 山口県教育委員会「特別支援教育における『個別の指導計画』作成のために－記入例－」（平成 22 年 3 月）
- 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会「障害の重い子どもの指導 Q & A 自立活動を主とする教育課程」（平成 23 年 11 月）
- 笹森洋樹・廣瀬由美子・三苫由紀雄「新教育課程における発達障害のある子どもの自立活動の指導」（平成 21 年 9 月）
- 立松英子「発達支援と教材教具－子どもに学ぶ学習の系統性－」（平成 21 年 5 月）

